

## 高齢者施設の従事者への接種について

### 1. 高齢者施設の従事者の範囲の考え方

高齢者施設の従事者に早期に接種する理由は、業務の特性として、仮に施設で新型コロナウイルス感染症患者が発生した後も高齢者の患者や濃厚接触者へのサービスを継続するとともに、クラスターを抑止する対応を行う必要があることから、優先接種の対象とされています。

### 2. 高齢者施設の従事者の範囲

高齢者施設の従事者には、高齢者等が入所・居住する社会福祉施設等において、入所者に直接接する職員が含まれます。

・高齢者施設に併設している居宅サービス事業所などの職員については、高齢者施設の入所者と直接接する機会のある職員であれば、優先接種の対象として含めることが可能です。

・雇用形態（非常勤等）や職種は問わず、例えば、委託の調理業務を行う職員や、事務員等であっても含めることが可能です。

#### （対象の高齢者施設の例）

対象の高齢者施設には、例えば、以下の施設であって、高齢者等が入所・居住する者が含まれます。

- ・ 介護老人福祉施設
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・ 介護老人保健施設
- ・ 介護医療院
- ・ 特定施設入居者生活介護
- ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・ 認知症対応型共同生活介護
- ・ 養護老人ホーム
- ・ 軽費老人ホーム
- ・ 有料老人ホーム
- ・ サービス付き高齢者向け住宅

・上記以外の、居宅サービス事業所等の従事者については、施設従事者には含まれませんのでご注意ください。

### 3. 高齢者施設の従事者の接種体制

#### (接種順位の特例)

ワクチンの接種順位の特例として、一定の要件(※)を満たした場合、高齢者施設の入居者と同時期に、施設の従事者に優先して接種を行うことが可能です。

※一定の要件：

- ・ワクチン流通量の単位から入所者と一緒に接種を受けることが効率的であること。
- ・市及び高齢者施設の双方の体制が整うこと。
- ・施設全体における入所者の日常的な健康管理を行う医師等が確保されており、従事者が同時に接種を受けた場合でも、入所者の接種後の健康観察が可能であること。

なお、接種は従事者一人ひとりが接種を受けるかどうかを決定するという考え方に基づくということ、ワクチンの流通状況等によっては同時期の接種が必ずしも叶わないことに留意すること。